

自動車税種別割のグリーン化税制の概要

令和6年4月
三重県

自動車の排出ガスや燃費性能などで環境負荷の小さい自動車の税率は低くなり（軽課）、新車新規登録（初度登録）から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の税率は高くなります（重課）。

「軽課」は新車新規登録の翌年度に限り適用されます。「重課」は対象となった年度以降も毎年適用されま

1. 自動車税種別割が安くなる場合（軽課）

適用年度 令和5年4月1日～令和8年3月31日に新車新規登録（初度登録）の場合の翌年度に限る。
 （例：令和5年4月1日～令和6年3月31日に登録の場合は令和6年度に限り軽課となり、令和7年度以降は通常の税率に戻ります。）

適用対象

- ・自家用乗用車、重量車等（バス・トラック）

対象自動車の種類	軽減率
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準（ ） Nox10%低減）	概ね75%軽減

- ・営業用乗用車

対象自動車の種類	軽減率
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準（ ） Nox10%低減）	概ね75%軽減
クリーンディーゼル車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合）	
平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車	

以下の営業用乗用車は、令和5年4月1日～令和7年3月31日に新車新規登録（初度登録）したもののみ対象。

クリーンディーゼル車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合）	令和2年度燃費基準達成車かつ、令和12年度燃費基準70%達成車	概ね50%軽減
平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車		

車両総重量3.5t超12t以下の天然ガス自動車は平成22年排出ガス基準

2. 自動車税種別割が高くなる場合（重課）

新車新規登録（初度登録）から次の年数を経過した場合は、通常の税率より概ね 10%高く なります。

ディーゼル車	4月1日時点で11年を経過しているバス・トラック （令和6年4月1日時点では、初度登録年月が平成25年3月以前のもの）
ガソリン及びLPG車	4月1日時点で13年を経過しているバス・トラック （令和6年4月1日時点では、初度登録年月が平成23年3月以前のもの）

新車新規登録（初度登録）から次の年数を経過した場合は、通常の税率より概ね 15%高く なります。

ディーゼル車	4月1日時点で11年を経過しているバス・トラックを除く自動車 （令和6年4月1日時点では、初度登録年月が平成25年3月以前のもの）
ガソリン及びLPG車	4月1日時点で13年を経過しているバス・トラックを除く自動車 （令和6年4月1日時点では、初度登録年月が平成23年3月以前のもの）

一般乗合用バス、被けん引車、ガソリンハイブリッド自動車、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール自動車は重課の対象外です。